

山口県報

令和7年
10月10日
(金曜日)

目次

○告示

- 一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………
産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………
救急病院の認定（医療政策課）……………
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……………
○公告

- 基本測量の実施（三件）（監理課）……………
契約の締結（物品管理課）……………

山口県告示第三百二十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。
当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、令和七年十月十日から同年十一月十日までの間、山口県周南環境保健所及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者 株式会社トクヤマ

住所 周南市御影町一番一号

代表者の氏名 横田 浩

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

周南市渚町四九〇番四

三 一般廃棄物処理施設の種類

焼却施設

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ及び不燃ごみ

五 申請年月日

令和七年五月十三日

山口県告示第三百二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、令和七年十月十日から同年十一月十日までの間、山口県周南環境保健所及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者

名 称 株式会社トクヤマ

住 所 周南市御影町一番一号

代表者の氏名 横田 浩

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

周南市渚町四九〇番四

三 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）、陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん

五 尿、動物の死体、ばいじん及び十三号廃棄物
 申請年月日
 令和七年五月十三日

山口県告示第三百三十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
 光市立大和総合病院 光市大字岩田九七四 令和二〇、一〇、一三

山口県告示第三百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和七年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称
 牛野谷町(一)地区
 二 区域の範囲
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	牛 野 谷 町 二 丁 目	六九二の五	一号
〃	〃	一〇二〇〇の一	二号
〃	〃	一〇一九七の一	三号
〃	〃	一〇一九三	四号
〃	〃	一〇一九三	五号
〃	〃	六九九	六号

〃	〃	〃	六九四の一	七号
〃	〃	〃	六九二の一	八号
〃	〃	〃	六九二の五	九号



(一九六) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類
 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
 二 作業の地域
 山口県全域
 三 作業の期間
 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(一九七) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類
 基本測量（電子基準点測量）
 二 作業の地域
 下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町及び熊毛郡上関町
 三 作業の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(一九八) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(空中写真撮影)

二 作業の地域

下関市、美祢市及び山陽小野田市

三 作業の期間

令和七年四月十七日から令和八年三月三十一日まで

(一九九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和七年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

警察情報ネットワーク端末装置 二百三十八台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年九月一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社常盤商会 宇部市新町二番一号

六 落札金額

二千三百五十四万三千六百七十四円

七 入札公告日

令和七年七月一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

令和七年十月十日印刷
令和七年十月十日発行

発行人所

山口県知事庁